

## ◇所有者への補助金

### 南砺市空き家バンク活用促進事業補助金

南砺市では、空き家バンクの活用を促進するため、空き家バンクにご登録いただいた物件が売買または賃貸された場合に、所有者と利用者に補助金を交付しています。

※ 所有者とは空き家に係る所有権又は売買もしくは賃貸を行うことができる権利を有する者。

※ 利用者とは空き家バンク利用希望者登録が完了した者のうち、所有者等と購入もしくは賃貸借契約を締結した者。

#### ★住宅売却促進補助金

空き家バンクに登録された物件を売却した所有者等に交付する補助金。

#### ★賃貸借促進補助金

空き家バンクに登録された物件の賃貸借を目的として、賃貸借の期間を1年以上とする契約を行った所有者等に交付する補助金。

交付の対象	補助金種類	対象経費	補助額(上限)		補助率
			売買物件	賃貸物件	
所有者	促進補助金	売買代金	10万円	-	1/10
		1年間の賃料相当額	-	5万円	1/5

#### <添付書類 チェックリスト>

	必要書類		取得先など
<input type="checkbox"/>	賃貸又は売買に係る契約書の写し	コピー可	不動産業者が準備したものも可
<input type="checkbox"/>	住宅の位置図	コピー可	不動産業者が準備したものも可(Googleマップ、住宅地図等)
<input type="checkbox"/>	空き家バンク登録申込書の写し	コピー可	
<input type="checkbox"/>	売買代金又は賃貸料(1年以上)の支払いが確認できる書面の写し	コピー可	不動産業者が準備したものも可
<input type="checkbox"/>	世帯全員の市税の納税証明書もしくは完納証明書、非課税の場合は非課税証明書	原本	1月1日現在に住所がある市町村窓口

#### 申請のタイミング

⇒売買契約が成立した後、購入者が居住を開始し、売買代金の支払いを終えた時。

⇒賃貸借契約が成立した後、賃借者が空き家等で居住を開始してから居住を中断することなく1年を経過し、賃借料の支払いを終えた時。

お問い合わせ

☎0763-23-2037 南砺で暮らしません課

